

市・県民税(住民税)の扶養控除が変わりました

■問い合わせ 税務課☎内線 135

「所得控除から手当へ」の考えで見直された平成22年度税制改革に伴い、平成24年度から市・県民税(住民税)の扶養控除が変更となりました。

変更点 19歳未満の扶養控除の見直し

- ①子ども手当(現児童手当)の創設に伴い、16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)が廃止されました
- ②高校授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました
- 障害者控除は年少扶養親族にも適用されます。

- 単純計算で年少扶養親族1人につき、約3万3千円の増額となります
※個人の収入や控除により変動する場合があります。市・県民税は10%です
- 年少扶養親族については控除対象外となりますが、市・県民税の所得割・均等割の非課税の判定などに必要となりますので、年末調整や確定申告、年金受給者の扶養親族等申告書には年少扶養親族についても忘れずにご記入ください

控除額	市・県民税の扶養控除の全体像				年齢
45万円	上乗せ部分(12万円) 【廃止】	特定扶養親族	一般の控除対象扶養親族	同居老親等加算	70歳～
38万円	一般の控除対象扶養親族				
33万円	年少扶養親族(33万円) 【廃止】	19歳～22歳	23歳～69歳		～15歳(子ども手当対象)
	16歳～18歳(高校無償化対象)	控除対象扶養親族			
		扶養親族			

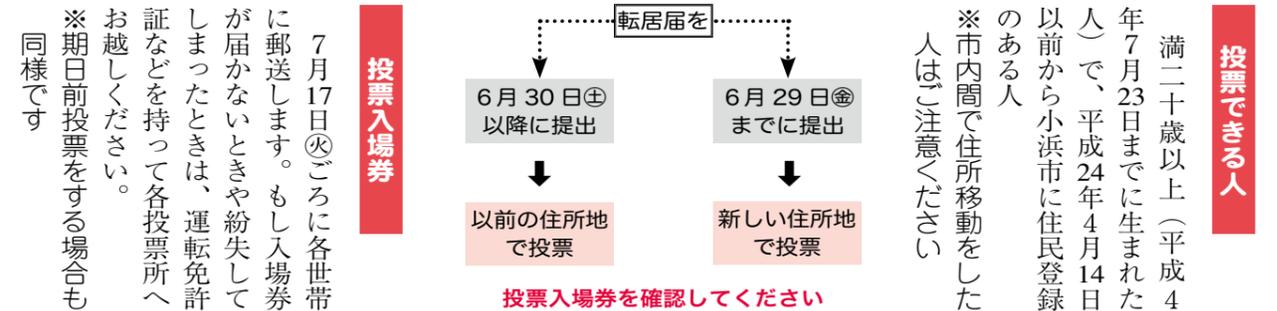
■問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎内線 497

投票時間 7時～20時

※第6、7、12投票所は19時まで
みんなそろって投票しましょ!!

第1投票所	小浜市役所	第10投票所	松永公民館
第2投票所	若狭ふれあいセンター	第11投票所	遠敷児童センター
第3投票所	交流ターミナルセンター	第12投票所	旧下根来小学校
第4投票所	西津保育園	第13投票所	今富小学校(旧体育館)
第5投票所	久須夜交流センター	第14投票所	口名田保育園
第6投票所	堅海児童センター	第15投票所	中名田小学校
第7投票所	旧田鳥小学校	第16投票所	ふるさと文化財の森センター
第8投票所	国富保育園	第17投票所	東勢ふれあい会館
第9投票所	宮川公民館	第18投票所	加斗小学校

※投票所入場券に投票所名を記載しています



ワクワク振興アイデアBOX(市民ホール設置のご意見箱)

総合案内について

受付の方は必要なのでしょうか。来客に対してわからないことは結局、役所の方に聞いておられますし、二度手間では……と思います。

総合案内は、市役所に来られる皆さんへの各種手続き窓口の案内、高齢者や障がい者の方の介添えなどのサポート的な業務を始め、観光客に対する観光案内、関係各課への連絡など、さまざまなニーズに対応しています。

このような中、総合案内において対応することが難しい事項につきましては、誤った情報をお伝えしてしまうことを防ぐため、担当職員への確認、連絡などを行うことにより、適切な対応をするようにしております。正確な情報の提供ならびに住民サービスの向上のために行っていますので、ご理解をお願いします。

ダイヤルインについて

今はダイヤルイン(各課への直通電話)の時代、交換手も不用ではないか。

電話の用件も多様化、複雑化しています。交換手は、用件の内容を聞き、適切に担当者へつなぐという役割を果たしています。ダイヤルインも、文化会館専用電話など、一部導入していますが、適確にサービスを提供するためには交換手は欠かせないものと考えていますので、ご理解をお願いします。

【問い合わせ 総務課☎内線 352】

市に対するアイデアやご意見はワクワク振興アイデアBOXまで(市民協働課)

期間 7月16日(月)～21日(土)
時間 8時30分～20時

期日前投票

投票日に投票所へ行けない人は、期日前不在者投票ができます

※不在者投票、郵便投票を希望される場合は、お早めにお問い合わせください

投票日の21時から市民体育館で行います。
※開票速報などの情報を、市公式ホームページで随時お知らせします

開票

目の不自由な人は、点字による投票ができます。また、体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。

郵便投票

体に重い障がいがあるなどの理由で投票所に行くことができない人が投票する制度です。障がいの程度や投票の手続きなどに細かい定めがあります。

点字投票、代理投票

7月18日(水)ごろに区長を通じて各世帯に配付します。
※市公式ホームページにも掲載します

不在者投票

長期の出張など、何らかの理由で小浜市内にいない場合、滞在地市町村の選挙管理委員会にて投票する制度があります。
また、県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、施設で投票することができます。

選挙公報

7月18日(水)ごろに区長を通じて各世帯に配付します。